

議案第 65 号

平成 29 年度使用特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 4 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別紙のとおり採択する。

(提案理由)

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)附則第 9 条及び学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 139 条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

(別紙)

墨田区立学校特別支援学級の教科用図書採択について

墨田区教育委員会

1 採択の時期

毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という）が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当でないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書（以下「一般図書」という）を使用することができる。

議案第 66 号

教育長の公益財団法人墨田区文化振興財団評議員の就任について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 4 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別紙のとおり承認する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定により、墨田区教育委員会教育長の公益財団法人墨田区文化振興財団評議員としての兼職を承認する必要がある。

教育長の公益財団法人墨田区文化振興財団評議員の就任について

公益財団法人墨田区文化振興財団は、本区における芸術文化活動の振興と時代を先取りした新たな芸術文化の創造及び発信を行い、もって区民生活の向上と文化都市の形成に寄与することを目的として、平成8年に設立された。音楽を主とした舞台芸術の振興事業及び葛飾北斎を主とした浮世絵の振興事業をその主要事業としている。

同財団には、定款の規定により評議員会が設置され、理事及び監事の選任及び解任等重要事項の審議及び決議を行うこととなっており、年1～2回開催されている。

この度、加藤裕之教育長に対し、同財団の評議員就任の依頼があった。設立目的及び実施事業から評議員への就任は妥当と認められるが、教育長は常勤の特別職の公務員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に、勤務時間中及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために使わなければならないとする職務専念義務が課されている。このため、同財団の評議員に就任するにあたり、兼職の承認を受けるものである。なお、任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、無報酬である。

【参照条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(服務等)

第十一条 (略)

2～3 (略)

4 教育長は、常勤とする。

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

6～8 (略)

28墨文財発第103号
平成28年 6月28日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

公益財団法人墨田区文化振興財団
理事長 久保 孝之



公益財団法人墨田区文化振興財団の評議員就任について（依頼）

当財団の横山信雄評議員（前墨田区教育長）の退任に伴い、その後任として当財団の評議員にご就任いただきたく、平成28年6月28日に開催しました平成28年度第1回評議員選定委員会におきまして選任の手続きが完了しましたので、正式に就任をご依頼申し上げます。

記

1. 任期

選任後（平成28年6月28日）から4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

2. 職務内容

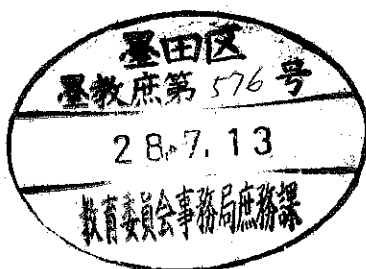
評議員会への出席（年2回程度開催）

3. 報酬等の支給

なし

4. その他

別添「公益財団法人墨田区文化振興財団定款」のとおり



《担当》 公益財団法人墨田区文化振興財団
総務課 藤井
電話 5608-1290

公益財団法人墨田区文化振興財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人墨田区文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、墨田区における芸術文化活動の振興と時代を先取りした新たな芸術文化の創造及び発信を行い、もって区民生活の向上と文化都市の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽を主とした舞台芸術の振興事業
- (2) 葛飾北斎を主とした浮世絵の振興事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で議決した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会で別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員6人以上12人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選

- 任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、書面で通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 2 1 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長のほか、出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の召集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の召集の請求があったとき。

(5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して、書面で通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。
山崎 昇
- 4 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
織田 雄二郎

平成 28 年 8 月 4 日

墨田区学校選択制度実施要綱の一部改正について

1 改正理由

昨年 7 月 16 日の教育委員会において、児童の安全・安心の確保や地域・保護者・学校の連携強化を図るため、平成 29 年度以降入学の小学生新 1 年生を対象とする学校選択できる範囲の見直しを行ったことに伴い、本実施要綱の一部を改正する。

2 主な改正の内容

(1) 学校選択できる対象者の変更

学年途中及び区外からの転入者についても対象としていたが、改正後は区立学校の第 1 学年に年度当初から入学する者で、区内に住所を有する者に限定する。

(2) 学校選択の範囲の変更

小学校入学予定者の学校選択できる範囲について、区内全域から隣接する通学区域までに変更する。

3 適用日

平成 29 年 4 月 1 日

墨田区学校選択制度実施要綱（平成13年8月30日13墨教学第471-2号）

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校選択)</p> <p>第2条 <u>次の各号のいずれにも該当する者の保護者は、区立小学校又は区立中学校（以下「区立学校」という。）を選択すること（以下「学校選択」という。）ができる。</u></p> <p>(1) <u>区立学校の第1学年に年度当初から入学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）</u></p> <p>(2) <u>墨田区内（以下「区内」という。）に住所を有する児童等又は入学時点において区内に住所を有する予定である児童等</u></p> <p>2 <u>墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項による学校選択がなされた場合は、原則として当該保護者の希望する区立学校を就学すべき学校として指定するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(<u>選択できる学校の範囲</u>)</p> <p>第3条 <u>前条第1項の保護者は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める学校から1校のみ選択できるものとする。</u></p> <p>(1) <u>区立小学校 入学する児童の指定通学区域に隣接する通学区域にある区立小学校</u></p> <p>(2) <u>区立中学校 区内の全ての区立中学校</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が各学校の受入れ態勢を考慮し、特に必要と認める区立学校は、学校選択の対象としないものとする。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 <u>次の各号に定める者の保護者は、この要綱の定めるところにより、児童又は生徒を入学又は転学させる区立小学校又は区立中学校（以下「区立学校」という。）を選択すること（以下「学校選択」という。）ができる。</u></p> <p>(1) <u>墨田区内（以下「区内」という。）に住所を有し、区立学校の第1学年に入学する者</u></p> <p>(2) <u>墨田区外から転入し、区立学校に転学する者</u></p> <p>2 教育委員会は、前項による学校選択がなされた場合は、原則として当該保護者の希望する区立学校を就学すべき学校として指定するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(<u>選択の範囲</u>)</p> <p>第3条 <u>保護者は、区内の全ての区立学校から学校選択できるものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

<p>(募集人数)</p> <p>第4条 学校選択にかかる募集人数は、区立学校ごとに教育委員会が別に<u>定め、公表するものとする。</u></p> <p>(抽せん)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の抽せんにより当せんしなかった者については、当該区立学校の<u>補欠登録者として教育委員会が別に定める期日まで登録することができる。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、前項の補欠登録者が、教育委員会が別に定める期日までに当該区立学校への入学を決定されなかった場合は、指定通学区域の区立学校を指定する。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第4条 学校選択にかかる募集人数は、各区立学校ごとに教育委員会が別に<u>定める。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の抽せんにより当せんしなかった者については、当該区立学校の<u>補欠として登録することができる。</u></p> <p>[新設]</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、平成28年9月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）前に墨田区外から転入し、適用日に区立小学校又は区立中学校に転学する者に係る学校選択については、この要綱による改正後の墨田区学校選択制度実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用日以後の学校選択に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

墨田区学校選択制度実施要綱

平成13年8月30日

13墨教学第471 2号

(目的)

第1条 この要綱は、児童・生徒や保護者の希望に沿った学校を選択できるようにすることにより、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりの機運を高め、学校の活性化を図ることを目的とする。

(学校選択)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者の保護者は、区立小学校又は区立中学校(以下「区立学校」という。)を選択すること(以下「学校選択」という。)ができる。

(1) 区立学校の第1学年に年度当初から入学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)

(2) 墨田区内(以下「区内」という。)に住所を有する児童等又は入学時点において区内に住所を有する予定である児童等

2 墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項による学校選択がなされた場合は、原則として当該保護者の希望する区立学校を就学すべき学校として指定するものとする。

3 教育委員会は、第1項による学校選択を行わない保護者に対しては、その者の住所の属する通学区域(以下「指定通学区域」という。)の区立学校を就学すべきものとして指定するものとする。

(選択できる学校の範囲)

第3条 前条第1項の保護者は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める学校から1校のみ選択できるものとする。

(1) 区立小学校 入学する児童の指定通学区域に隣接する通学区域にある区立小学校

(2) 区立中学校 区内の全ての区立中学校

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が各学校の受入れ態勢を考慮し、特に必要

と認める区立学校は、学校選択の対象としないものとする。

(募集人数)

第4条 学校選択にかかる募集人数は、区立学校ごとに教育委員会が別に定め、公表するものとする。

(希望選択票)

第5条 保護者が学校選択を行う場合は、別に定める希望選択票を別に定める期日までに教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の提出期間内に希望選択票を提出しない保護者については、当該指定通学区の区立学校を選択したものとみなす。

(抽せん)

第6条 教育委員会は、学校選択の希望者数が当該募集人数を超えた区立学校については、当該通学区域外の希望者を対象として抽せんを行い、入学者を決定するものとする。

2 前項の抽せんを行う場合は、当該抽せん対象の保護者にその旨の通知を行うものとする。

3 第1項の抽せんにより当せんしなかった者については、当該区立学校の補欠登録者として教育委員会が別に定める期日まで登録することができる。

4 教育委員会は、前項の補欠登録者が、教育委員会が別に定める期日までに当該区立学校への入学を決定されなかった場合は、指定通学区域の区立学校を指定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、学校選択の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成13年9月1日から適用する。

2 区立中学校の学校選択については、平成14年4月1日以降に入学又は転学する児童又は生徒から適用する。

3 区立小学校の学校選択については、平成15年4月1日以降に入学又は転学する

児童から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、平成28年9月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）前に墨田区外から転入し、適用日に区立小学校又は区立中学校に転学する者に係る学校選択については、この要綱による改正後の墨田区学校選択制度実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用日以後の学校選択に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

平成 28 年度 民謡民舞東東京連合大会受賞者に対する表彰状の授与について

大会名：平成 28 年度 民謡民舞東東京連合大会

開催日：平成 28 年 7 月 10 日（日）

会 場：曳舟文化センター

受賞者一覧

賞	氏名
区長賞	小塩 和子
教育長賞	高橋 春雄



墨田区（報道）

平成28年7月28日 菅沼

～「リオではマラソンと水泳とバレーボールを見たいです！」～

区内在住の福光花蓮さん（9歳）がリオ五輪開会式の入場行進に参加！

墨田区在住の福光 花蓮さん（9歳 父：福光 勝利氏）が、8月5日から開催するリオデジャネイロオリンピック開会式の入場行進に、選手たちと参加できることとなった。これは、マクドナルド社が企画したもので、“一生に一度の特別な思い出”を作ってもらいたいという願いを込めて実施するプログラム。日本国内在住の8歳～12歳の少年少女を対象に、オリンピック開会式入場行進の参加者を募集。選考の結果、福光 花蓮さんを含む全国7名の子どもたちが、オリンピック開会式の入場行進へ参加可能となった。過去のオリンピック開会式において、子どもたちが参加した例がなく、リオデジャネイロオリンピックが初めての試み。なお日本から参加する7名以外にも、同企画で募った世界20の国と地域の子どもたち約100人と共に、開会式が行われるマラカナン競技場のフィールドを行進する。

本日午後4時、オリンピックの開会式入場行進に参加できる喜びの声を届けるために、福光 花蓮さんとその両親が山本 亨・墨田区長を訪問。福光 花蓮さんは「リオに行けるのでわくわくしています。リオではマラソンと水泳とバレーボールを見たいです。特に、バレーボールの木村沙織選手のアタックを見たいです。」とマクドナルド社から受けた任命書を手し、うれしそうに話していた。山本区長は福光 花蓮さんへ「夢に向かっていろいろなことチャレンジしてください。」と声援を送った。

福光 花蓮さんらは、7月31日（日）にリオ・デ・ジャネイロに向けて出発し、開会式での入場行進のほか、開会式リハーサル・競技観戦・現地の文化体験などを行い、8月9日（火）に帰国する予定。

<福光花蓮さんについて>

福光花蓮さんは、区立第三寺島小学校在学の9歳。2014年と2015年のホノルルマラソンに、いずれも女子最年少ランナーとして参加し、見事完走。将来、陸上選手としてオリンピック出場をめざしており、日々、近くの土手で走り込みをしている。さらに、公益財団法人東京都道路整備保全公社主催の「夢のみち」事業2015道路標語・絵画コンクールの絵画部門で、優秀賞を受賞した経歴もある。

<7月31日～8月9日 スケジュール（予定）※変更となる場合あり>

7月31日（日）	14:05	羽田空港発（LH717）
	18:45	フランクフルト着
8月1日（月）		フランクフルト市内観光
8月2日（火）	05:05	リオ・デ・ジャネイロ着（LH500 / フランクフルト経由）
8月4日（木）		カーニバル体験
8月5日（金）		開会式本番
8月6日（土）		競技観戦
8月7日（日）	12:00	ハンドオーバー（ブラジルの子供達から次回の開催国日本へ旗を渡す）
	22:10	リオ・デ・ジャネイロ発（LH501）
8月8日（月）	14:30	フランクフルト着
8月9日（火）	12:15	羽田空港着（LH716 / フランクフルト経由）

※7月31日（日）、8月9日（火）は日本時間、8月2日（火）～7日（日）は、ブラジル現地時間。

《写真》①～④区長表敬訪問の様子

《問合せ》広報広聴担当 TEL5608-6220 ☆お問い合わせは午後6時までをお願いします。